

### 妊産婦アクセス支援事業のご案内(産後ケア)

対象者	令和8年4月1日以降に住所地から最寄りの産後ケア事業実施施設まで概ね60分以上の移動時間を要する産婦(上限7回) ※ 里帰りしている場合は里帰り先の住所を住所地とする。	
助成内容	住所地から産後ケア事業実施施設までの移動にかかる交通費	
助成額	R8年4月1日以降に産後ケアを利用するための移動に要した費用の8割 ※タクシー移動は除く。※交通費は市の旅費規程等に準じて算出した額(実費を上限とする)	
申請期限	助成対象となる利用の最終日から6か月以内	
申請に必要な書類	1 申請書及び交通費明細書	・申請者は産婦本人に限ります。 ・書類は下記のこども家庭課母子保健班にお問い合わせください。
	2 母子健康手帳の「産後ケアの記録」ページ写し	・記載がない場合、産後ケア事業実施施設からの請求書等で確認します。
	3 相手方登録申出書 (振込先の口座を登録していただくものです)	・申請書の「申請者」と、相手方登録申出書の「個人名」「口座名義人」は、同一の方にしてください。 ・書類は下記のこども家庭センター・各保健センターにあります。 ・岩国市ホームページからもダウンロードできます。
申請方法	上記の必要書類を、下記の提出先に提出してください。 ※ 必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。 ※ 必要に応じ、産後ケアで利用した産後ケア事業実施施設に市から問い合わせをすることがあります。	

### 妊産婦アクセス支援事業のご案内(乳幼児健診)

対象者	令和8年4月1日以降に住所地から最寄りの乳幼児健診のできる医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する母子 ※ 里帰りしている場合は里帰り先の住所を住所地とする。 ※ 対象外となる乳幼児健診もありますので、詳しくは下記のこども家庭課母子保健班にお問い合わせください。	
助成内容	住所地から乳幼児健診のできる医療機関等までの移動にかかる交通費	
助成額	R8年4月1日以降に乳幼児健診を受診するための移動に要した費用の8割 ※タクシー移動は除く。※交通費は市の旅費規程等に準じて算出した額(実費を上限とする)	
申請期限	受診日から6か月以内	
申請に必要な書類	1 申請書及び交通費明細書	・申請者は対象児の保護者本人に限ります。 ・書類は下記のこども家庭課母子保健班にお問い合わせください。
	2 乳児健診をした医療機関等が発行した診療明細書及び領収書	・健診日、金額、医療機関名、受診者氏名があるもの。 ・原本を提出してください。(コピーして返却します)
	3 母子健康手帳の該当の「健康診査」ページ写し	・記載がない場合、対象になりません。
	4 相手方登録申出書 (振込先の口座を登録していただくものです)	・申請書の「申請者」と、相手方登録申出書の「個人名」「口座名義人」は、同一の方にしてください。 ・書類は下記のこども家庭センター・各保健センターにあります。 ・岩国市ホームページからもダウンロードできます。
申請方法	上記の必要書類を、下記の提出先に提出してください。 ※ 必要に応じ、その他の書類の提出を求める場合があります。 ※ 必要に応じ、乳幼児健診を受診した医療機関等に市から問い合わせをすることがあります。	

〈お問い合わせ先〉 こども家庭課 母子保健班(岩国市保健センター内)

〒740-0021 岩国市室の木町三丁目1番11号 電話(0827)29-5099

提出先	こども家庭センター (岩国市役所2F)	岩国市今津町一丁目14-51	電話(0827)29-0404
	岩国市保健センター (こども家庭課母子保健班)	岩国市室の木町三丁目1-11	電話(0827)29-5099
	岩国市由宇保健センター	岩国市由宇町中央一丁目10-11	電話(0827)63-3111
	岩国市周東保健センター	岩国市周東町下久原1208-1	電話(0827)84-3580
	岩国市玖珂保健センター	岩国市玖珂町4933-2	電話(0827)82-2020
	岩国市美川保健センター	岩国市美川町四馬神1057	電話(0827)76-0220